

お 知 ら せ

令和6年9月19日
柳井市総務部工事監理室

「柳井市建設工事低入札価格調査実施要領」及び「柳井市建設工事最低制限価格制度実施要領」を改正し、対象工事において、適用を見直すこととしましたので、お知らせします。

なお、これらは令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。

記

○対象工事

解体工事

○見直しの概要

1 低入札価格調査実施要領の改正

対象は、予定価格が1,000万円を超える解体工事

現 行	改 正 後
9 判断基準 低入札価格調査判断基準 3 落札・不落札の判断 ただし、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事 <u>及び解体工事</u> については、当分の間「数値的判断基準」は適用しない。	9 判断基準 低入札価格調査判断基準 3 落札・不落札の判断 ただし、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事 <u>及び</u> 営繕系電気設備工事については、当分の間「数値的判断基準」は適用しない。 <u>解体工事は、「2 数値的判断基準（1）見積り内訳書の審査基準」を適用する。</u>
【要領】柳井市建設工事低入札価格調査実施要領	

2 最低制限価格制度実施要領の改正

対象は、予定価格が1,000万円以下の解体工事

現 行	改 正 後
2 最低制限価格の設定 (1) 予定価格が130万円以下の土木系工事（土木等一般工事）及び営繕系工事（建築工事） (3) 予定価格が130万円を超え1,000万円以下の営繕系工事（建築工事） (4) 土木系機械設備工事、土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事 <u>及び解体工事</u> 当分の間最低制限価格は定めない。	2 最低制限価格の設定 (1) 予定価格が130万円以下の土木系工事（土木等一般工事）、営繕系工事（建築工事） <u>及び解体工事</u> (3) 予定価格が130万円を超え1,000万円以下の営繕系工事（建築工事） <u>及び解体工事</u> (4) 土木系機械設備工事、土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事 <u>及び</u> 営繕系電気設備工事 当分の間最低制限価格は定めない。
【要領】柳井市建設工事最低制限価格制度実施要領	